

介護老人保健施設 ふれあいの町田
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団 康心会が開設する介護老人保健施設 ふれあいの町田（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法および言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- （1）当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急時、やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- （2）当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- （3）介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努める。
- （4）当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- （5）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- （6）利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- （7）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）法人名 医療法人社団 康心会
- （2）施設名 介護老人保健施設 ふれあいの町田
- （3）サービスの名称 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

- (4) 開設年月日 平成19年4月1日
- (5) 所在地 町田市小山ヶ丘1丁目3番7
- (6) 電話番号 042-798-2001 FAX番号 042-798-2010
- (7) 管理者名 野口 真康
- (8) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(135701557号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 医師(管理者含む) | 1.0人以上 |
| (2) 介護職員 | 5.0人以上 |
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 2.0人以上 |
| (4) 管理栄養士 | 1.0人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (4) 管理栄養士は、利用者の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(営業日および営業時間)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日および営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を含む毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。尚、毎週日曜日と12月31日から1月3日を休業日とする。
- (2) 8時30分から17時30分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は、2単位 9時00分から16時00分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、2単位 40名とする。

(通所リハビリテーション〈介護予防通所リハビリテーション〉の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (1) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助若しくは特別入浴介助を実施する。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅および施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、基本時間外施設利用料、おむつ代（希望者）を別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項の支払いを受ける場合には、当施設は利用者、家族に対して事前に説明した上で支払いに同意する旨を文書に署名（記入押印）を受ける。
- (4) 実施地域を超えた利用であってもガソリン代を利用者から徴収しない。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

町田市・相模原市・八王子市・多摩市

(身体拘束等)

第12条 当施設は、「利用者一人ひとりの健康と尊厳を守り、明るい笑顔と温かい介護で、あならしい生活を支えます。」の法人理念の下、身体拘束は禁止とする。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生、虐待の再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡の防止対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、褥瘡防止対策指針を定め、褥瘡防止を図るための体制を整備する。

(当施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り当施設の提供する食事とする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を受任する。
- (2) 飲酒・喫煙は禁止とする。
- (3) 火気取扱いは禁止とする。
- (4) 貴重品の持ち込みは禁止とする。
- (5) 金銭の管理は行わないとする。

- (6) ペットの持ち込みは禁止とする。
- (7) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
- (8) 他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- (9) 利用時の医療機関での受診は、当施設医師の判断とする。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 水害（土砂災害）に対応した避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施するとともに、町田市へ結果を報告する。
- (7) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。うち1回は、(6)に基づく訓練を行う。)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (9) 当施設は、(6)及び(7)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生時の対応）

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護、医療を提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護、医療事故を防止するための体制を整備する。また、事故発生時は、利用者の安全確保と適切な処置を行うと同時に家族への連絡を速やかに行う。また、利用者の該当する市町村への報告を行う。

（従業員の服務規律）

第19条 従業員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（従業員の質の確保）

第20条 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

当施設は、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（従業員の勤務条件）

第21条 従業員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 康心会の就業規則による。

（従業員の健康管理）

第22条 従業員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、半年に1回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第23条 当施設内、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- （1）食中毒の発生、感染症の発生及び感染症がまん延しないように、食中毒の予防、感染症の発生及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- （2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （3）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （4）当施設において、従業員に対し、感染症の発生予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- （5）管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- （6）定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。当施設は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「個人情報保護に関する法律」を遵守し適切な措置を講ずる。

(要望および苦情処理)

第25条 当施設の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望または苦情等については、担当支援相談員に申し出ることができる。また、備え付けの用紙にて管理者宛に所定場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。さらに、各市町村の介護担当課及び東京都国民健康保険団体連合会に苦情の申し立てができる。

(協力医療機関等)

第26条 当施設の協力病院については、以下のとおりとする。

医科・歯科：ふれあい町田ホスピタル（町田市小山ヶ丘1丁目3番8）

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- (1) 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、当施設内で自由に閲覧可能とする。
- (2) 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、ハラスメントに関する重要事項については、医療法人社団 康心会介護老人保健施設ふれあいの町田の役員会において定めるものとする。

(記録の整備について)

第28条 当施設は、通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知
- (4) 苦情に関する記録
- (5) 事故に関する記録

付 則

この運営規程は、平成１９年４月１日より施行する

この運営規定は、平成２０年４月１日より一部改訂する

この運営規定は、平成２１年１０月１日より一部改訂する

この運営規程は、平成２４年４月１日より一部改訂する

この運営規程は、平成２５年６月１６日より一部改訂する

この運営規程は、平成２６年７月１日より一部改訂する

この運営規程は、平成２６年８月１日より一部改訂する

この運営規程は、平成２７年４月１日より一部改訂する

この運営規程は、平成２９年４月１日より一部改訂する

この運営規定は、平成３１年４月１日より一部改訂する

この運営規定は、令和２年８月１日より一部改訂する

この運営規程は、令和３年４月１日より一部改訂する

この運営規定は、令和５年４月１日より一部改訂する

この運営規程は、令和６年４月１日より一部改訂する

この運営規程は、令和６年６月１日より一部改訂する

利用料金表

(通所リハビリテーション)

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円 × 0.9 ※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※ 2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7 地域単価：10.88円（2級地）

ア 基本額 (通常規模型) (10時00分～16時00分)	介護度	料金／単位	備考
	要介護1	778円／回	
	要介護2	925円／回	
	要介護3	1,067円／回	
	要介護4	1,237円／回	
	要介護5	1,403円／回	
イ 加算額	理学療法士等強化加算	33円／回	
	入浴介助加算Ⅰ	44円／回	
	入浴介助加算Ⅱ	65円／回	
	リハビリテーション提供体制加算	26円／回	
	リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	609円／月	6か月以内
		261円／月	6か月超
	リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	645円／月	6か月以内
		297円／月	6か月超
	リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)	863円／月	6か月以内
		515円／月	6か月超
	リハビリテーションマネジメント加算 (イ)(ロ)(ハ)	293円／月	※医師が利用者またはその家族に説明した場合 (イ)(ロ)(ハ)に加えて加算できる
	栄養改善加算	218円／回	
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22円／回	6月に1回限度
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円／回	6月に1回限度
	口腔機能向上加算Ⅰ	163円／回	月2回を限度
	口腔機能向上加算Ⅱ(イ)	169円／回	月2回を限度
	重度療養管理加算	109円／回	介護度3以上の者
	中重度者ケア体制加算	22円／回	
	若年性認知症利用者受入加算	65円／回	
	送迎減算	－51円／回	片道
	科学的介護推進体制加算	44円／月	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円／回	
	短期集中個別リハビリテーション加算	120円／回	
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	261円／回	
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	2,089円／月	
	退院時共同指導加算	653円／回	退院時
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本料金+加算料金)×8.6%	

※介護保険に関わる費用は、精算時には端数処理により誤差が生じる可能性があります。

※ 1 リハビリテーション実施加算：以下の基準に適合、所定単位数に加算します。

ア 短期集中個別リハビリテーション実施加算

利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のため、入所（入院）した施設から退所（退院）した日又は認定日から起算して3月以内に行われた場合

イ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）

認知症であると医師が判断した利用者に対し退所（退院）日又は通所開始日から起算して3月以内に行われた場合（リハビリマネジメント加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していること）

ウ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）

認知症であると医師が判断した利用者に対し退所（退院）日又は通所開始日から起算して3月以内に行われた場合（リハビリマネジメント加算（Ⅱ）を算定していること）

（予防介護通所リハビリテーション）

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円 × 0.9 ※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※ 2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7 地域単価：10.88円（2級地）

	介護度	料金／単位	備考
ア 基本額	要支援1	2,468円／月	
	要支援2	4,600円／月	
イ 加算額	若年性認知症利用者受入加算	261円／月	
	栄養改善加算	218円／月	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22円／回	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円／回	
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	163円／月	
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	174円／月	
	退院時共同指導加算	653円／回	退院時
	科学的介護推進体制加算	44円／月	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	96円／月	要支援1
		191円／月	要支援2
	12月超減算（利用開始後12月超）	－131円／月	要支援1
		－261円／月	要支援2
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金+加算料金）×8.6%	

※ 介護保険に関わる費用は、精算時には端数処理により誤差が生じる可能性があります。

(1) 食事代 (税込価格)

昼食費 (おやつ代含む) 818円 食材料費及び調理に係る費用

(2) その他の費用 (利用者10割負担分) ご利用者の希望により提供した場合

(各項目は、税込価格)

その他の日常生活費		
理美容代	2,200円/回	事前予約申し込みが必要
おむつ代	実費	リハビリパンツ 255円/枚 ケアパット 92円/枚
教養娯楽費	実費	クラブ活動や趣味活動に係る材料費等
特別行事費	実費	特別行事に参加された場合